

## 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名 : 流域政策局)

1 施設名		大津港公共港湾施設（マリーナ施設に限る。）									
2 施設の概要		敷地面積 6,700m <sup>2</sup>  施設内容 (所在地) 大津市浜大津五丁目3番10号 (設置目的) スポーツ・レクリエーションの用に供するヨット・モーターボートの使用する者の利便に供する施設 (設置年月) 平成10年4月									
3 募集概要		募集方法 公募  募集要項配布期間 令和5年8月8日 ~ 令和5年9月29日  申請受付期間 令和5年9月28日 ~ 令和5年9月29日  指定期間 令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日（5年間）									
募集内容	(1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。）第5条から第8条までの規定による公共港湾施設の使用の許可（目的外使用に係るものを除く。）に関する業務 (2) 条例第9条の規定による制限行為の許可に関する業務 (3) 条例第10条の規定による許可の取消し（目的外使用に係るものを除く。）に関する業務 (4) 条例第15条の規定による補修の命令（目的外使用に係るものを除く。）に関する業務 (5) 条例第16条の規定による報告の徴収（目的外使用に係るものを除く。）に関する業務 (6) 施設の維持管理に関する業務 (7) その他知事が必要と認める業務										
	管理料参考額 ○円（消費税および地方消費税を含む。）										
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府大阪市北区茶屋町1番32号</td> <td style="text-align: center;">セイレイ興産株式会社</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在	称	大阪府大阪市北区茶屋町1番32号	セイレイ興産株式会社	-
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)									
所在	称										
大阪府大阪市北区茶屋町1番32号	セイレイ興産株式会社	-									
		合計 1者									
5 審査の概要および結果	滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、選定基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。										
	選定委員会委員 *部会長 (50音順、敬称略)		滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会（公共港湾部会） 大津市都市計画部長 内川 直樹 公認会計士 杉澤 喜久美 *立命館大学スポーツ健康科学部教授 長積 仁 立命館大学経済学部教授 奉俊 智穂 国土交通省近畿地方整備局港湾空港部港湾管理課長 安田 武史								
6 審査基準		別紙参照									

		<p>令和5年7月5日 第1回土木交通部指定管理者等選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (指定管理者募集要項および審査基準について検討)</p> <p>令和5年8月8日～令和5年9月29日 募集要項の配布</p> <p>令和5年8月28日 第2回土木交通部指定管理者等選定委員会 公共港湾部会 (現地視察)</p> <p>令和5年9月28日～令和5年9月29日 申請受付</p> <p>令和5年10月3日 第3回土木交通部指定管理者等選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (財務状況の審査)</p> <p>令和5年10月23日 第4回土木交通部指定管理者等選定委員会 公共港湾部会 (事業計画のヒアリング)</p> <p>令和5年10月30日 第5回土木交通部指定管理者等選定委員会 公共港湾部会 (審査基準の採点結果に基づき指定管理者候補者選定)</p>																																		
審査結果	指定管理者の候補者	セイレイ興産株式会社																																		
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p><b>【評価結果】</b></p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>選定基準5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セイレイ興産株式会社</td> <td>27.6</td> <td>123.6</td> <td>85.1</td> <td>114.4</td> <td>0</td> <td>350.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (500点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セイレイ興産株式会社</td> <td>359.5</td> <td>343.5</td> <td>369.5</td> <td>326.5</td> <td>354.5</td> <td>1,753.5</td> <td>350.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セイレイ興産株式会社</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】各選定基準において、特に評価されたものは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定基準1については、施設の設置目的にふさわしい内容と評価された。</li> <li>・選定基準2については、港湾施設の特性・課題の理解度、全体的に設備・機能を活用し、施設の効用が発揮できる提案であると評価された。</li> <li>・選定基準3については、効率的な維持管理を計画していることが評価された。</li> <li>・選定基準4については、財務状況などから安定的な運営ができること、類似の施設の運営実績が高く評価された。</li> </ul> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項や審査基準について議論し、問題が無いことを確認した。</li> <li>・現地説明においては、周辺環境も含め施設の状況を確認した。</li> </ul>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	セイレイ興産株式会社	27.6	123.6	85.1	114.4	0	350.7	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	セイレイ興産株式会社	359.5	343.5	369.5	326.5	354.5	1,753.5	350.7	申請者	提示額	セイレイ興産株式会社	0円
	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計																													
	セイレイ興産株式会社	27.6	123.6	85.1	114.4	0	350.7																													
	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																												
	セイレイ興産株式会社	359.5	343.5	369.5	326.5	354.5	1,753.5	350.7																												
申請者	提示額																																			
セイレイ興産株式会社	0円																																			

- ・財務審査においては、業務を安定的に行う経営規模を有していることを確認した。
- ・ヒアリングにおいては、申請者から事業計画の内容や執行体制を確認した。
- ・候補者の選定にあたっては、管理能力や今後の取組に期待できることから候補者として相応しいと確認した。
- ・候補者には、にぎわい創出や集客戦略を確実に実現するよう計画を進めること、修繕を含め、利用者の受入体制の整備を行い管理運営すること、と意見があった。

上記の結果から、セイレイ興産株式会社を指定管理者の候補者として選定した。

評価視点1：経費節減に配慮しつつ、効率的・効果的な施設管理を実施する計画となっているか(募集テーマ1関連)

評価視点2：利用者数の増加につながる提案であるか(募集テーマ2、3関連)

評価視点3：スポーツ・レクリエーション、地域連携など、様々なニーズに対応した提案であるか（募集テーマ2、3関連）

※滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項については、該当する場合は配点満点とし、該当しない場合は0点とする。

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。  
ア、各委員の採点合計点数が最も高い申請者

アノ、  
各目委員会の点検結果が最も高い評価を得た。  
申請書類が最も多く提出された。

最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者  
「3施設の畠田の員土化」、「3経費の統計に問

施設の効用の最大化」<sup>3</sup>と、経費が決算室に集中する場合、採用する会員は最も多くなる。この点から、会員登録の選択権をもつべきである。

また、わが國は、これによつても選定すべき候補者を決定する場合、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

なお、選定基準ごとに賃貸契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実績の占める割合を下記のとおり算出し、レポートに記載する。

施への支障が懸念されるとして、矢格とする。